確定申告のご相談はお近くの納税相談会場へ

平成25年分の確定申告の相談および申告書の受付は、**平成26年２月17日（月）から同年３月17日（月）**までです。還付申告については、平成26年２月15日（土）以前でも行えます。

税務署のほか、次の会場で申告の相談なども行っていますので、ぜひご利用ください。

●**問合せ先**／東山税務署（☎561-1131）

なお、税務署へのお電話の際は、電話番号をダイヤルした後に、アナウンスに従い電話機を操作してください。東山税務署では、土・日・祝日は相談および申告書の受付を行っていません。

名　称	開設期間	開設時間	場　所
広域申告センター四条烏丸会場	2月23日(日)および3月2日(日)(両日曜日に限り開設)	午前９時～午後５時	池坊短期大学　美心館地階アッセンブリホール・地下鉄四条駅、阪急烏丸駅　地下通路26番出口 徒歩２分・バス四条烏丸バス停前
	注：同会場では、所得税（譲渡所得含む）、消費税、贈与税の相談を受け付けます。		
サラリーマンや年金受給者の方のための還付申告会場	２月５日(水)～７日(金)	午前10時～午後０時 午後１時～午後４時	東部文化会館第１･２会議室
	２月12日(水)～14日(金)		区役所２階大会議室
税理士による地区相談会場	２月20日(木)・21日(金)		東部文化会館第１･２会議室
	２月26日(水)～28日(金)		ラクトスポーツプラザ（６階コミュニティルーム）

※相談受付の締切時間は、午後３時30分ですが、混雑の状況により早めに受付を終了させていただく場合があります。
※山科区管内で行われる相談会場では、相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等の相談は行っていません。
※各申告会場へお越しになる際には、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

東山税務署からのお知らせ

★平成26年１月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました。

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行うすべての方（所得税および復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります）は、平成26年１月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。

★所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください。

e-Taxでは、自宅のオフィスや事務所等からインターネットを利用して、申告・申請・届出等ができます。

詳しくは、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

★納税には振替納税が便利です。

振替申告をご利用になると、預貯金残額を確認しておくだけで、金融機関又は税務署に出向かなくても自動的に納付ができます。

ご利用開始に当たっては、口座振替依頼書を提出するだけですので、ぜひご利用ください。

●**問合せ先**／東山税務署（☎561-1131）

『山科区の地域福祉を考える集い～居場所づくりの先に見えてきたもの～』を開催

山科区地域福祉推進委員会では、福祉関係者や地域の皆さまと共汗・協働で“誰もがゆっくりほっこりできる居場所”づくりとして、子どもから高齢者まで、障害のある方もどなたでも、みんなが気軽に集えるフリースペースを開設し、その運営に取り組んでいます。

今回の集いでは、居場所づくり活動の実践報告をもとに、その先に見えてきた新たな福祉のまちづくりの可能性について語り合います。

●**日時**／平成26年２月３日（月）　午後１時30分～午後４時
●**会場**／区役所　大会議室（２階）
●**内容**／実践報告（利用者へのインタビューを映像で紹介）、活動交流等
●**対象**／興味関心のある方は、どなたでもご参加ください。（定員100人）
●**参加費**／無料
●**申込み**／平成26年１月20日（月）までに、代表者名、参加人数、現在活動中の団体名または興味のある活動、連絡先を、下記のいずれかにFAXしてください。
※手話通訳・要約筆記が必要な方はその旨お知らせください。
区支援課（FAX594-2181）、山科区社会福祉協議会（FAX594-0294）
●**問合せ先**／区支援課（☎592-3247）、山科区社会福祉協議会（☎593-1294）

市・府民税、所得税の申告はお早めに

【申告期間】２月17日（月）～３月17日（月）（土・日は除く）

●**市・府民税の申告は区役所・支所へ**

対象＝平成26年１月１日現在、市内在住で、25年中の所得金額が市・府民税の基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額の合計額を超える方。ただし、25年分の所得税の確定申告をした方や、25年中の所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方は、通常、申告は不要です。なお、前年に申告された方には、１月中に申告書の用紙を送付します。

●**所得税の確定申告は税務署へ**

対象＝①事業所得や不動産所得等から算出される所得税額がある方②給与所得金額以外の金額が20万円を超える方や、給与収入が2,000万円を超える方等

※所得税が戻る場合があります。

給与所得者や公的年金等受給者で、①給与支払者や公的年金等支払者へ届け出をされている以外に、社会保険料、生命保険料等の所得控除がある方、②多額の医療費を支払った方、③住宅ローンの融資を受けて住宅を取得した方は、税務署へ所得税の確定申告書を提出すると、源泉徴収された税金が還付されることがあります。なお、給与所得者の還付申告や公的年金収入のみの簡易な確定申告書については、上記申告期間に、区市民税課市民税担当でも受け付けます。

●公的年金等を受給されている方で公的年金等の収入金額（２か所以上ある場合は、その合計額）が400万円以下かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下の場合は、所得税の確定申告が不要です。（平成23年改正）

（注）上記の要件に該当する場合であっても、
・所得税の還付を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。
・所得税の申告が不要でも、市・府民税の申告が必要となる場合があります。

●**問合せ先**／区市民税課市民税担当（☎592-3113）

平成26年度　市・府民税の主な変更点

●**個人市・府民税の均等割額の引上げ**

東日本大震災を踏まえ、市の防災事業の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市・府民税の均等割額をそれぞれ500円ずつ引き上げます。

これにより、均等割額は個人市民税が3,500円、個人府民税が1,500円となります。

市民の皆様には、御理解と御協力をよろしくお願いします。

●**給与所得控除の改正**

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除について、245万円の上限が設けられました。

●**給与所得者の特定支出控除の見直し**

給与所得者の実額控除の機会を拡大する観点から、給与所得者の特定支出の対象に弁護士・税理士などの資格取得費や勤務必要経費（図書費・衣服費・交際費等）が追加され、適用判定の基準についても給与所得控除額の２分の１に緩和されました。

●**「65歳以上の方に係る５割減額措置」の廃止の経過措置の終了**

「65歳以上の方に係る５割減額措置」が廃止されることに伴って、負担の激変緩和のための経過措置（税額の４分の１を減免して課税）が終了し、平成26年度から本来の課税となります。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

●**問合せ先**／区市民税課市民税担当（☎592-3113）

忘れていませんか？お口の健康

ワンコインで受けられる!!! 歯周疾患予防健診

市では『歯周疾患予防健診』を節目の年齢の方対象に行っています。

●**対象者**／市内在住の満40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方（お誕生日を迎えてから１年間）
●**実施場所**／指定医療機関（歯科医院にて、ステッカーでお知らせしています。）市ホームページ「京都市情報館」でも検索することができます。

歯と口の健康づくり　検索

●**受診方法**／受診される前に、指定医療機関に日時等をご確認のうえ受診してください。
●**健診費用**／500円（免除制度があります。問合せ先にお問い合わせください。）
●**持ち物**／年齢が確認できる物（健康保険証、運転免許証等）
●**問合せ先**／区保健センター　成人保健・医療担当（☎592-3477）

情報掲示板

文字の見方　時＝日時　場＝場所　対＝対象　定＝定員　費＝費用　必＝必要なもの　申＝申込方法　問＝問合せ先

申請・手続き

１月31日（金）は、市・府民税第４期分の納期限です。

○納期限を過ぎますと、延滞金がかかることがありますので、ご注意ください。ただし、算出された延滞金額が1,000円未満の場合はかかりません。
○市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。
問課税内容／区市民税課市民税担当（☎592-3113）、納付相談／区納税課（☎592-3310）、口座振替／市納税推進課（☎213-5466）

■２月と３月は市税の「滞納整理強化期間」です!

―市民生活を支えるあなたの市税―

２月、３月は、市税徴収の取組を集中的に進め、夜間・休日の納税催告などを実施します。

また、納付に誠意がみられず、納付が進まない滞納者に対しては、法令上の規定に基づき徹底した財産（預貯金、給与、生命保険、不動産、動産等）の差押えを行います。

特別な事情があって市税の納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。問区納税課（☎592-3310）

■国民健康保険からのお知らせ

○介護保険適用除外施設に入退所された時は、14日以内に届出が必要です。

市国保など医療保険に加入している40～64歳までの方は、介護保険第２号被保険者となり、当該被保険者がおられる世帯の国民健康保険料は、医療分保険料、後期高齢者支援分保険料に介護分保険料を加えた金額となります。

しかし、介護保険適用除外施設に入所中の方は、介護保険の被保険者となりませんので、入所中は介護分保険料がかかりません。

市国保に加入中の40～64歳までの方が介護保険適用除外施設に入退所された場合には、14日以内に必ず区保険年金課へお届けください。問区保険年金課資格担当（☎592-3105）

相　談

■無料法律相談

時毎週水曜日（閉庁日を除く）13:15～15:45（受付終了15:15）。場区第２会議室。定15名。申当日８:30から整理券配布。先着順。問区まちづくり推進担当（☎592-3088）

■無料行政相談

時２月13日（木）13:30～16:00。場区第２会議室。問区まちづくり推進担当（☎592-3088）

■行政書士による市民困りごと無料相談

時２月18日（火）14:00～16:00。場区第２会議室。問京都府行政書士会第６支部事務局（☎583-3230）

イベント・講座

■山科図書館（☎581-0503）

※開館時間／10:00～19:30（土・日・祝は～17:00）。休館日／火曜日（祝日の場合翌平日）と第２・４水曜日。

○図書特別整理に伴う臨時休館
２月18日（火）～２月21日（金）。

○おたのしみ会
時１月25日（土）11:00～。
・山科かるた
・大型えほん

○よんでよんで赤ちゃんの会
時２月３日（月）11:00～。
赤ちゃん絵本の読み聞かせ

○テーマ図書の展示と貸出
２月一般書「健康」/えほん「からだ」

○絵の展示（幼児コーナー）
２・３月は其枝幼稚園児の作品。

■移動図書館「こじか号」巡回（☎801-4196）

１月22日（水）
10:00～10:40　場大塚小
11:00～11:40　場大宅小
１月27日（月）
10:00～10:50　場西野山分譲集会所
11:10～11:40　場山階南小
13:00～13:40　場陵ヶ岡小

■マンドリンと現代津軽三味線　真冬のコンサート@エコム

「日吉ヶ丘ギターマンドリンアンサンブル」による無料公演。

時１月26日（日）14:00～16:00。定550名。費無料。申不要。場・問東部文化会館（☎502-1012）

■地域子育て相談事業「キーホルダーを作ろう!!」

時１月22日（水）14:00～15:30。場アヴェ・マリア幼稚園（御陵中筋町３）。対１歳半～未就園児。費200円（おやつ付）。申１月15日まで。問アヴェ・マリア幼稚園（☎592-6404）

■精神保健福祉セミナー

「高機能自閉症スペクトラムの理解について」をテーマに京都市児童福祉センター児童精神科医の田中浩一郎先生が講演を行います。

時２月26日（水）14:00（受付開始13:30）～16:00。場アスニー山科。主催＝山科こころの健康を考える会。問区保健センター　母子・精神担当（☎592-3479）

■オレンジカフェに遊びに来ませんか

認知症の方やそのご家族の方が、音楽を聴きながら、認知症の不安や悩みをケアマネや医師などの専門職、同病の方に気軽にお話ができる「認知症カフェ」を定期開催しています。時１月16・30日、２月13・27日、３月13・27日。各日とも15:00～17:00。場喫茶店「ブランシュ」（山科区西野今屋敷町27-6）。問高齢サポート・日ノ岡（☎595-5575）。

募　集

■山科青少年活動センター（☎593-4911、FAX593-4916）

○受験シーズン！自習室開放中

自習室を開放しています。相談も気軽にどうぞ。

時開館時間中。場当センター。費300円。対市内在住または通学・通勤している中学生～30歳の方。

案　内

■献血

時２月６日（木）10:00～11:30と12:30～16:00。場グルメシティヒカリ屋駐車場。問区保健センター管理担当（☎592-3474）

バレンタインデーに向けて「やませいへico（イコ）」で特別企画を行います。詳しい内容はお問い合わせください。

時２月11日（火）14:00～17:00。場当センター。費300円。対市内在住または通学・通勤している中学生～30歳の方。

山科中央老人福祉センター
平成26年度初心者レッスン受講生募集

●**受講期間**／平成26年４月～平成27年３月末日までの１年間
●**対象**／市内在住の60歳以上（平成26年４月１日現在）で初心者の方
●**費用**／無料（材料・資料コピー代金などは自己負担）
●**申込期間**／２月12日（水）～３月１日（土）※先着順ではございません。
●**申込方法**／所定の申込用紙に記入のうえ、来所またはFAX
●**その他**／申込み、受講は１人１教室に限ります。申込者が多数の場合は、公開抽選にて受講生を決定します。

募集教室

教室名	実施日時	定員
ウクレレ教室	第１・３週火曜日　13：30～15：30	20名
健康ダンス	第１・３週水曜日　13：30～15：30	35名
パッチワーク教室	第１・３週金曜日　13：30～15：30	20名
コーラス教室	第２・４週月曜日　12：30～14：00	40名
編物教室	第２・４週火曜日　13：30～15：30	15名
絵手紙教室	第２・４週火曜日　13：00～15：00	25名
ちぎり絵教室	第２・４週水曜日　13：30～15：30	15名
健康マージャン教室	第２・４週木曜日　15：00～17：00	16名
民謡教室	第１・３週火曜日　13：30～15：00	20名
健康教室【太極拳】	第１～４金曜日　10：00～11：30	30名
健康教室【ストレッチ体操】	第１・３週土曜日　①10：00～10：50②11：00～11：50	①・②各30名

●**問合せ先**／山科中央老人福祉センター（☎501-0242、FAX501-0340、〒607-8344山科区西野大手洗町２－１京都市山科総合福祉会館２階）

山科老人福祉センター　平成26年度受講生募集

●**受講期間**／平成26年４月～平成27年３月末日までの１年間
●**対象**／市内在住の60歳以上（平成26年４月１日現在）の方
●**費用**／無料（資料費などは自己負担）●**申込期間**／２月１日（土）～２月14日（金）
●**申込方法**／本人が直接来所し、所定の申込用紙に記入のうえ、提出。
●**その他**／定員を超えた場合は、２月17日（月）午前10時から公開抽選を行い、発表は午後１時からセンター内に掲示します。

募集教室

教室名	実施日時	定員
書道	毎週木曜日　10：00～11：00	30名
健康ダンス	第１・３週木曜日　13：30～15：30	35名
絵手紙	第２・４週火曜日　10：00～12：00	20名
３Ｂ体操	第１・３週金曜日　9：30～10：30	30名

●**問合せ先**／山科老人福祉センター（☎501-1630、〒607-8169山科区椥辻西浦町41-107）

「だいすきっ！京都。寄付金」で宿泊券、特選品が当たるキャンペーン！ 皆さんの思いを、ぜひ山科区へ！

市では、ふるさと納税制度「だいすきっ！京都。寄付金」を設けています。

期間中（平成26年１月31日まで）、京都市に１万円以上の「ふるさと納税寄付金」をしていただいた方の中から抽選で、58組の方に、市内のホテルの宿泊券、Kotochika（コトチカ）ギフト、京の逸品、地域の特選品が当たります！

山科区では、寄付金を区民の皆さまとの協働によるまちづくり活動に活用させていただきます。寄付の際は、ぜひ「地域振興“山科区”」をご指定ください。

※確定申告をしていただくと、所得税および住民税の寄付金控除が受けられます。

●**申込・問合せ先**／区総務・防災担当（☎592-3066）

「だいすきっ！京都。寄付金」PRキャラクター

イベント・講座

■山科青少年活動センター（☎593-4911、FAX593-4916）

○受験シーズン！自習室開放中

自習室を開放しています。相談も気軽にどうぞ。

時開館時間中。場当センター。費300円。対市内在住または通学・通勤している中学生～30歳の方。

案　内

■献血

時２月６日（木）10:00～11:30と12:30～16:00。場グルメシティヒカリ屋駐車場。問区保健センター管理担当（☎592-3474）

市政情報総合案内コールセンター
京都いつでもコール
受付時間　午前8時～午後9時（年中無休）
☎（075）661-3755、FAX（075）661-5505
電子メール（以下のホームページから）
パソコン　http://www.city.kyoto.jp/sogo/page/0000012821.html
携帯電話　http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/